

令和元年5月17日

# 議 事 録

下 郷 町 農 業 委 員 会

# 下郷町農業委員会 5 月定例総会議事録

1 開催日時 令和元年 5 月 1 7 日 (金) 午後 1 時 3 0 分から 2 時 2 3 分

2 開催場所 下郷町役場庁舎 3 階 「2 0 1 会議室」

3 出席委員 (1 0 人)

会 長 11 番 渡 部 功

会長職務代理者 2 番 星 正 喜

委 員 1 番 湯 田 吉 春 4 番 玉 川 勝 久

5 番 大 竹 貫 一 6 番 佐 藤 行 正

7 番 星 希 8 番 渡 部 友 之

9 番 渡 部 博 行 10 番 佐 藤 輝 男

推 進 委 員 星 陽一郎 横 山 利 秋

4 欠席委員

3 番 小 山 常 喜

5 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

4 番 玉 川 勝 久 委員

6 番 佐 藤 行 正 委員

日程第 2 議案第 9 号 農地利用集積計画の決定について

日程第 3 議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

6 農業委員会事務局職員

・ 議案説明のため出席した職員 事務局長 渡 部 浩 市

・ 会議の書記 事務局 五 十 嵐 雛

議長 これより、会議を開きます。  
本日の出席委員は、10名であります。事務局報告のとおり、定足数に達しておりますので、令和31年5月定例総会を、開会いたします。

議長 本総会には、3議案、14件を提案いたしますので、委員各位の慎重なる審議をお願いいたします。  
それでは会務の報告を、おこないます。事務局から報告をさせます。

局長 (会務の報告)

議長 これで会務の報告を終わります。  
日程第1、議事録署名委員の指名について、を議題といたします。  
議事録署名委員は、会議規則第8条の規定により、4番玉川勝久委員、6番佐藤行正委員の両名を指名いたします。  
両名には、本定例総会における議事録のご署名をお願いすることといたします。

議長 直ちに、議事に入ります。  
日程第2、議案第9号農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。  
事務局より議案の朗読と説明を求めます。

局長 それでは、1ページをお開きください。  
議案第9号 農用地利用集積計画の決定について。  
令和元年5月17日付元農第121号で、下郷町長 星 學より農用地利用集積計画につき諮問がありましたので、これを審査のうえ適否を決定する。  
令和元年5月17日提出 下郷町農業委員会 会長 渡 部 功  
3ページをご覧ください。  
貸し手が12人、借り手が5人でございます。  
利用権の設定面積は、賃貸借権設定で田が17筆で、20,709㎡、畑が4筆で、1,391㎡になります。使用貸借権設定で畑が5筆で、3,181㎡になります。  
設定期間は、1年から2年が、7筆、9,991㎡です。3年から5年が、18筆、14,245㎡です。  
10年が、1筆、1,045㎡です。合計で、26筆、25,281㎡でございます。  
次に4ページをご覧ください。  
借り手が、 の 外4名で、貸し手が、 の   
 外11名です。今回は、新規が6件、再設定が5件です。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、農用地利用集積計画の内容が、「下郷町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」要件に適合していることから、農用地利用集積計画は承認できるものと考えます。

議長 只今から質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手を願います。  
本案に対し、ご質疑ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。議案第9号農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。  
お諮りします。本案を、原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手を願います。

採決 (全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、議案第9号農用地利用集積計画の決定については、原案を適正と決定されました。  
続きまして、日程第3、議案第10号農地法第3条の規定による許可申請について、を課題といたします。  
事務局より、議案の朗読と説明を求めます。

局長 6ページをお開きください。  
議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について。  
農地法第3条の規定による農地の所有権移転の許可申請が、その当事者より下記の通り提出がありましたので、これを許可するものとする。  
令和元年5月17日提出。下郷町農業委員会会長 渡部 功。  
7ページをお開きください。譲受人は、[ ]の[ ]です。  
譲渡人は、[ ]の[ ]であります。  
本件は、農地の贈与による所有権の移転の農地法第3条に基づく許可申請でございます。  
申請事由は、以前、雑種地と交換していた農地を譲り渡すためのものです。  
申請地は、[ ]畑、159㎡であります。  
10ページが、位置図になります。  
こちらから行くと、[ ]の  
ところになります。

本議案について、去る５月１３日に私と地区担当の星陽一郎推進委員さん、譲渡人の■■■■の立会いの下、調査して参りました。星正喜農業委員と譲受人の■■■■は、都合がつかないため、立会ができないと連絡があり、欠席でありました。

審査しました結果、■■■■は、申請地の近くに住む■■■■のため、■■■■の雑種地と当該農地を交換することが、成立し、今回の申請に至った。

譲受人の■■■■は、取得後、すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離など見ても問題なく、譲受人は、地元の方でもあり、地域との調和要件を阻害するような問題はなく権利取得がなされるものであります。

農地法第３条第２項各号で規定する不許可要件には、該当しません。

以上現地調査、審査を行った結果の報告を終わらせていただきます。

議長 続きまして、担当推進委員により調査結果の説明を求めます。  
落合地区担当推進委員の星陽一郎推進委員をお願いします。

星陽一郎推進委員 ５月１３日に、現地調査したところ、事務局の説明とおり、相違ございませんでした。よろしくご審議をお願いします。

議長 これで調査結果の説明を終わります。  
只今から質疑に入らせていただきます。発言のある方は、挙手を願います。  
本案に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。  
お諮りします。  
本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

採決 (全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、議案第１０号農地法第３条の規定による許可申請については、原案のとおり許可と決定します。

議長 続きまして、日程第４、議案第１１号農地法第５条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

局長 ８ページをお開きください。

議案第6号農地法第5条の規定による許可申請について。

農地法第5条の規定による農地転用が、その当事者より下記のとおり提出がありましたので、意見を付して県知事に進達するものとする。

令和元年5月17日提出。下郷町農業委員会会長 渡部 功。

9ページをご覧ください。

譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]です。

申請地は、[REDACTED]、畑、[REDACTED]になります。2階建ての仮設建物、駐車場用地及び通路用地として、令和3年12月31日まで一時転用するものであります。

申請事由は、湯野上トンネル工事の現場事務所に隣接する申請地に、食堂、物置用の仮設建物と駐車場を増設するためのものです。

11ページの位置図をご覧ください。

[REDACTED]を現場事務所として借りていまして、その[REDACTED]よりの隣接地になります。

12ページが、土地利用図になります。

生活雑排水は、事務所の排水につなぎ、給水についても、事務所の支線につなぐ計画です。

13ページが、建物の立面図になります。

以上でございます。

議長 続きまして、担当地区委員より調査結果の説明を求めます。湯野上地区担当推進委員の横山利秋推進委員にお願いします。

横山利秋担当委員 5月13日、現地において、調査してきました。会長、私と事務局、[REDACTED]の立会いの下、調査を行いました。現地でございますが、[REDACTED]工事の現場事務所として、[REDACTED]を借りておりまして、食堂、物置及び駐車場のスペースの確保が困難であるということで、隣接地の畑を一時転用するものであります。敷砂利をしますが、完了後は、敷砂利を撤去して復元することです。以上です。

議長 これで調査結果の説明を終わります。農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を求めます。

局長 本件は、農振農用地ではありません。中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当しますので、第2種農地です。農地の区分と転用目的については適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用ですが、申請人は、過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については、自己資金で完成させるとのことで、残高証明書が添付されており、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者はおりません。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、現場事務所も設置されておりますので、確実であると考えております。

また、申請に係る事業の施行に関して、行政庁の免許、許可、認可等は、該当

しませんが、昭和電工の送電線の鉄塔がそばにありますので、確認中でございます。

農地以外の土地の利用見込みにつきましては、申請地には[ ]からの出入口がありませんので、事務所の出入口を共用します。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画により妥当であると考えます。事務所の駐車場も普通自動車で7台くらいしか止めることができない状況です。

一時転用することによって生じる周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無でございますが、南側の白岩よりの隣接地は、畑を耕作しており、申請地を通らないと畑にいけないため、転用後も、通行させるとのことであり、建物も高さ6 m 5 0 cm弱で、畑の[ ]の方角であり、日照の心配もないと思われます。

農地の復元計画も提出されております。

法令により義務づけられている行政庁との協議の進捗状況については、大川羽鳥県立公園の第2種特別地域に入りますので、建物の建築許可申請も5月7日に提出されております。

以上でございます。

議 長 ただいまの、事務局説明、現地調査報告、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、質問、意見等ございませんか。  
発言のある方は、挙手を願います。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。  
議案第11号農地法第5条の規定による許可申請について採決をいたします。  
お諮りします。  
本案を、原案のとおり決定することに、賛成の方は、挙手願います。

採 決 (全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第11号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり、意見を付して、県知事に進達するものと可決されました。

以上で、本定例会に、付議されました議事は、全案終了いたしました。  
続きまして、当面の会務予定について事務局よりお願いいたします。

局 長 (会務の予定)

議 長 これで会務の予定の説明を終わります。  
これをもちまして本定例会を閉会といたします。

(午後2時23分)

上記のとおり会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためにここに署名する。

令和元年 5 月 1 7 日

下郷町農業委員会 議長

委員

委員